

令和7年度県広報誌「県民だより」等
配布事務委託（佐賀市市街地分）の事務要領

1 委託業務の内容

(1) 事業内容

県広報誌「県民だより」及び「議会だより」（以下「県民だより等」という。）を佐賀市のうち、富士町、三瀬村、久保田町を除く全世帯に配布する。

(2) 作業量

配布部数 95,100世帯（令和7年度推定）

配布回数 A4判12ページ 12回

A4判8ページ 4回

配布期間 発行前月末までに配布完了のこと。

(3) 配布対象及び条件

- ①各世帯に1部ずつ配布すること。
- ②マンション、団地、アパートなどの集合住宅には、戸別に配布すること。
- ③事務所、学校、官公庁、病院等には配布しないこと。ただし、店舗兼住宅等には配布すること。
- ④学生寮、老人ホーム等の給食施設が同一と認められる施設には最低1部を配布すること。
- ⑤その他、世帯異動を随時把握し、配布もれがないように努めること。
- ⑥県が県民からの連絡を受け、個別に配布停止・再開の指示を出したときは、指定された住所へ指示のあった号から配布停止・再開を行うこと。

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 配布号

「県民だより」令和7年5月号から令和8年4月号まで（毎月1日発行。）

「議会だより」No.65からNo.68まで（6月、9月、12月、3月の1日発行。）

2 事務処理方法

(1) 県は、県民だより等の発行日の約5日前（閉庁日を除く）までに、配布に必要な部数の印刷物を受託者の事務所に納入する。

(2) 受託者は、発行日の前日まで配布業務を完了しなければならない。

ただし、天変地異等やむを得ない事情がある場合は、協議の上、県が指

定する日までに配布業務を完了しなければならない。

(3) 受託者は、配布業務の遂行に当たっては、遺漏のないように努めなければならない。

(4) 受託者は、契約期間中において佐賀市内の世帯数に軽微な変動があっても、本契約に基づく委託料の金額内において、受託業務を完全に履行するものとする。ただし、受託業務を履行し難いほどの著しい世帯の変動があった場合は、受託者は契約額の見直しについて協議を求めることができる。